

令和6年度電話詐欺等消費者被害防止講座事業委託事業者募集要領に基づく質問に対する回答

番号	質問受付日	質問	回答
1	令和6年7月1日	<p>本年度の県指定事業テーマ「電話詐欺等消費者被害防止講座事業」について、確定課題ではないのか？仕様書3項における委託事業が実施する事業は、次のとおりとする。(1)「消費者被害防止講座」のテーマ②～⑥のテーマは、以前の地域講座事業と同じではないのか、折角県の事業テーマが決まりながらに対して矛盾がある様に思える。となると、県の指定テーマが不要になるのでは、また、県センの出前講座・金融広報アドバイザーの無償講座の要請においては、丸投げ、基本の団体自主事業の展開ではなくなるのではと思われます。</p>	<p>本事業は、電話詐欺を始めとした県民の消費者被害の未然防止や、消費者被害にあわないための知識の普及、情報提供の充実を図るために実施するものです。そのため、テーマ①は1回以上の開催を必須とし、テーマ②～⑦についても企画提案を募ることとしています。</p> <p>また、講師の選定については、県政出張講座や金融広報アドバイザーの活用も可能としています。講師の選定も含めた、講座の実施計画全体の企画提案内容を審査します。</p>
2	令和6年7月1日	<p>啓発講座開催の集客が、以前と同じ状況であれば、毎回開催団体の会員等を含め、何年も同じ参加者が殆どであり、啓発本意の幅広い啓発にはつながらないことから、県として参加者の確認、広報等の確認も必要ではないか。当団体会員に関しては、各市町村首長・教育長の協力を得て、広報し、回覧板などを有効に利用して事前に年齢層、日程なども考慮している。案として考えてほしい。</p>	<p>講座の対象者や広報活動も含めた、講座の実施計画全体の企画提案内容を審査します。</p>

3	令和6年7月8日	<p>仕様書にある、①～⑦について、4回程度開催するとなっておりますが、当団体で毎年実施している講座の企画や講師・会場手配、オンライン手配（web 並行開催・参加登録手続きほか）の準備およびこれらをより多くの県民に広報する手段（チラシ作成、チラシ配布、HP等でのお知らせなど）に要する時間や要員（当団体会員からの協力員募集など）について協議・検討しましたが、4回の開催は無理があると判断しました。</p> <p>1回だけの開催は可能でしょうか？</p>	<p>例えば1回の開催で複数テーマの講座を行うといった実施計画を立てる方法も想定されます。講座の回数も含めた、講座の実施計画全体の企画提案内容を審査します。</p>
4	令和6年7月8日	<p>（要望）7月18日が提出締めきりですが、提出書類の多さや様々な調整がありますので、恐縮ですが今後は1ヶ月以上の検討期間を要望いたします。今回は7月の理事会での審議にも間に合わず、調整に苦心しています。持ち回り理事会開催も可能ですが、理事による一定の検討期間が取れません。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

※質問者が特定されないよう、質問内容は一部改変して記載しています。